

契約締結前交付書面【個人向け国債】

(この書面は金融商品取引法第 37 条の 3 の規程によりお渡しするものです。)

株式会社 近畿大阪銀行

この書面には、個人向け国債のお取引の特徴、リスク、手数料などの費用やお申込みにあたって特にご注意いただきたい事柄等について記載しております。お申込みの前にこの書面を十分お読みいただき、よくご理解いただいた上でお申込ください。

なお、この商品やこの書面に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

近畿大阪コミュニケーションダイヤル 0120 - 84 - 0600

[ご相談(サービスコード①#)の受付時間は平日 9 時～17 時となります。]

- 個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。
- 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、日本国の信用状況の悪化等により、損失が生ずるおそれもありますのでご注意ください。

《1. 手数料など諸費用について》

- 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 個人向け国債を中途換金する際、原則として下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。

◇ 変動 10 年：直前 2 回分の各利子(税引前)相当額×0.79685

◇ 固定 5 年：2 回分の各利子(税引前)相当額×0.79685

◇ 固定 3 年：2 回分の各利子(税引前)相当額×0.79685

《2. リスクについて》

- 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

《3. 重要事項について》

- 個人向け国債のお取引は、クーリングオフの対象にはなりません。
 - ・個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規程の適用はありません。

《4. 個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要》

弊社における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・個人向け国債の募集の取扱い
- ・個人向け国債の中途換金の為の手続き

《5. 個人向け国債に関する租税の概要》

個人向け国債のお利息は利子所得として課税されます。また、税法上の優遇制度（マル優、マル特等）をご利用いただけることがあります。なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

《6. 譲渡の制限等について》

- ・個人向け国債は原則として個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。
- ・個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、上記の期間内であっても中途換金が可能です。その場合には、《1. 手数料など諸費用について》の中途換金調整額が異なることがあります。
- ・償還日又は利払日を含めて7営業日前から5営業日前までの3営業日をお申出日(同じく4営業日前から前営業日までを受渡日)とする中途換金はできません。
- ・中途換金の代金のご入金は、お申出日を含めて4営業日目となります。

《7. 弊社が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要》

- 弊社は登録金融機関として、主に公共債及び投資信託等の販売その他の取扱等を店頭・訪問・インターネットによりお取扱いしています。
- 弊社が行う登録金融機関業務において個人向け国債のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。
 - ・お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
 - ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。なお、お預かりしたご注文に係る代金は、受渡日までの間、お客さまの預金として別段預金にて管理いたしますが、決済用資金であるためお利息はお付けいたしません。
 - ・ご注文にあたっては、銘柄、応募又は中途換金の別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。
これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、申込書をご提出いただきます。

- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにご郵送させていただきます。

《8. その他のご留意事項》

- ・個人向け国債の利子は、発行月の半年後の15日に一律半年分の利子が支払われます。ただし、発行日から初回の利子支払日までの期間が半年に満たない場合には、その満たない日数分の利子相当額について購入時に額面金額とは別にお支払いいただきます。
- ・約定が成立した場合は、そのご注文を取り消すことができません。
- ・国債は本券・登録債によるお引出はできません。
- ・弊社にて取扱う国債のご購入の有無は、弊社とのお取引に何ら影響を及ぼすものではありません。

●商号等：株式会社 近畿大阪銀行(本店所在地：大阪府大阪市中央区域見1丁目4番27号)
登録金融機関 近畿財務局長(登金)7号

●主な事業：銀行業

●登録金融機関業務の内容及び方法の概要：

(内容の概要)公共債および投資信託等の有価証券の販売その他の取扱等

(方法の概要)店頭・訪問・インターネット

●設立日：昭和25年11月24日

●加入している金融商品取引業協会：日本証券業協会

●当社の苦情対応措置及び紛争解決措置

お取引内容のご確認・ご相談や苦情につきましては、お取引店までお申出ください。

なお、訴訟手続によらず、公正な第三者が関与して、苦情トラブルの解決をあっせんする制度として、一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターをご利用いただけます。

・全国銀行協会連絡先

全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

・証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005

●この商品において、当社が加入または対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。

(2013年3月)